

木城町告示第11号

平成24年第2回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年5月31日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成24年6月8日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

---

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○6月15日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

平成24年 第2回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成24年6月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
    - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町一般会計補正予算 第6号)
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第9 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第10 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算 第4号)
- 日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて(平成23年度木城町後期高齢者医

療特別会計補正予算 第3号)

- 日程第12 議案第35号 木城町印鑑条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第37号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第38号 西都児湯環境整備事務組合理約の変更について
- 日程第16 議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第40号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第41号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 委員会付託の省略
- 日程第21 議案に対する質疑
- 日程第22 各常任委員会議案審査付託
- 日程第23 陳情書の付議  
陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書  
の提出を求める陳情書
- 日程第24 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第25 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
    - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条

例)

- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号）
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号）
- 日程第9 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号）
- 日程第10 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算 第4号）
- 日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第3号）
- 日程第12 議案第35号 木城町印鑑条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第37号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第38号 西都児湯環境整備事務組合理約の変更について
- 日程第16 議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第40号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第41号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 委員会付託の省略
- 日程第21 議案に対する質疑
- 日程第22 各常任委員会議案審査付託
- 日程第23 陳情書の付議  
陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第24 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第25 散会

---

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中村 宏規君	議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 眞崎 哲子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	加藤 伸一君
企画課長	淵上 達也君	環境整備課長	間吉田辰郎君
教育課長	長友 英親君	税務課長	伊藤 章君
福祉保健課長	石井 雄二君	町民課長	橋本未知男君
産業振興課長	中井 諒二君	監査委員	桑原 正憲君
教育委員長	原 朋輝君		

午前9時00分開会

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

なお、本定例会は、クールビズ対応としております。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成24年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成24年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月5日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、税田輝房君、6番、神野源生君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

5月14日から17日、木城町議会では、初めての議会報告会を実施いたしました。2班で8カ所、170人の方においでをいただきました。アンケートの結果、91%の方が次回も参加したいとの意向であり、それなりの成果と評価はあったものと考えます。各議員におかれましても、手ごたえと少なからず達成感もあつたのではと推察します。しかし、町民の皆さんからいただいたご意見は、執行部に対する要望のほか、議会に対する今後の期待と厳しい意見もいただき

ました。今後の課題も見えてきたところでもあります。その中でも、報告会において説明責任を果たすことは議会として決定したことの説明責任を負うと同時に、執行部の代弁者の役割も有していると考え、付託議案審査の慎重審議が極めて重要であると思います。また今後は、いただいた課題を踏まえ、より質の高い報告会を目指し、全員で取り組みたいと考えます。

5月25日、児湯郡市町村議会議員研修会が都農町の塩月記念館で開催されました。研修会においては、宮崎大学教育文化学部准教授根岸裕孝先生による「市町村における中小企業（産業）振興条例づくりと地域再生」の演題で講演をいただきました。内容は、都農町、川南町におけるワークショップで見える産業の課題と将来性を人口、就業者、産業分析、消費動向等の数値で具体的に説明をされましたが、必要とされる条例づくりのポイントを知らされたものと思います。

5月28日から30日、第37回町村議会議長会研修会が東京都のメルパルクホールで開催されました。研修に先立ち、新宿みやざき物産館KONNEにおいて、消費動向について研修しました。昨年当たりから、しょうちゅうが足を引っ張っているということでもあります。しょうちゅうブームに陰りが見え始めましたが、その中でも都農ワインが健闘しているということでもあります。マンゴーも東京でも3,500円がボーダーラインであると、これからも差別化を何で図るのかを考えなければならないとお話でした。また、木城町の物産品が少ないのが若干気になったところでもあります。

研修会の内容ですが、「今後の町村議会のあり方と自治制度」の演題で、コーディネーター、中央大学名誉教授今村都南雄氏、パネリストに明治大学教授牛山久仁彦氏ほか3名の大学教授によるシンポジウムでした。その中で、現在は、今では議会改革に取り組んでいない議会のほうが少数派だと言われる状況になっていると。議員定数、報酬の議論は住民の多様な意見を聞く議会報告会を開催することで理解が進むことが実証されていると。今、議会に求められているのは、権限をしっかりと機能させることであり、そして、魅力ある議会にすることが時期世代を育てることになると。木城町議会が行った報告会も、今後は議会活動の一つとして確立することが重要であると思いました。

また、研修後の宮崎県内17市町村議会議長会の懇親会席上においても、木城町議会の取り組みに関心が寄せられたことをお伝えしておきます。

6月4日、県道東郷西都線整備促進期成同盟会が日向市で開催され、私と産業建設常任委員長税田委員長と、執行部から、環境整備課間寺田課長、高橋係長が出席いたしました。

平成23年度事業報告収支決算、平成24年度事業計画収支予算を承認し、県に提出する提言書を承認いたしました。しかし、24年度の事業費は23年度の約24%の6,900万円が計上されてありますが、今後、要望活動を強化しなければならないと感じたところでもあります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第120条第1項の規定により、議員派遣された件は別紙議員派遣の報告のとおりであります。

別紙報告書1番、第1回木城町議会報告会、2番、平成24年度児湯郡市町村議会議員研修会、3番、平成24年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議員派遣の報告は終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）。次に、報告第2号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上3件について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） まず、平成24年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

24年3月定例議会以降の政務について、主な事項のみ報告をさせていただきます。

まず、始めに、3月14日でございますが、平成23年度自衛隊入隊者壮行会を行ったところでございます。本年度は4名の、男子だけですが、4名の入隊がありまして、すべて航空自衛隊のほうでございます。

それから28日ですが、宮崎県環境整備公社の理事会等が行われまして、前理事の田中義信氏が退任をされまして、後任に環境森林部長の加藤氏が就任をされたところであります。5年以上にわたりまして、浸水池等の工事を進めてきたところでございますが、ようやく完成をいたしまして、新しい理事長に引き継がれたところでございます。

それから4月2日ですが、人事異動の発令を交付いたしましたところでございます。今回は33名の職員に異動をお願いをいたしました。

それから4月3日でございますが、叙勲の伝達式ですが、栗田泰弘氏に旭日単光章の受賞を行ったところでございます。

次に、4月8日ですが、戦没者慰霊祭を城山公園で行いまして、130名の関係者のご出席をいただき、改めて平和への誓いを行ったところでございます。

次に、13日ですが、木城町交通指導員の委嘱状の交付を行いました。6名の方をお願いをしておりますが、退任された方が黒木将也さん、山添哲生さんでありまして、新しく、岩淵



の村橋義光さんと、高城の本田則行さんに交通指導員のお願いをしたところでございます。

次に、4月26日でございますが、第1回木城町行政事務連絡員会を開催をさせていただいて、行政事務連絡員の方に地域と行政との連絡等についてお願いをし、さらに、平成24年度の予算と主要事業について説明をいたしたところでございます。

次に、5月10日でございますが、いよいよ本格的に子牛の競り市が開催をされまして、本町からは52頭の子牛の出品がなされまして、繁殖牛の普及率で、現在82%前後でございます。ただ、心配されますのはBLですが、牛の白血病ですが、現在8頭が確認をされております。この件につきましては、新年度になりまして、生産者と連携といいますか、相談をしながら、その処分等について、今後協議をしてまいりたいと思います。議員の皆様の中にも詳しい方がいらっしゃいますので、ぜひ、いろんな面でご指導いただければありがたいと、そのように考えております。

次に、23日でございますが、九州電力本社に議長と担当課長3名で表敬訪問をいたしたところでございます。日名子副社長ほか5名の皆さん方との懇談を行いまして、特に日名子副社長からは、原子力発電所の仕組みといいますか、そういったものについても、ピノックQ館のほうでビデオとして流したらどうだろうかというような大変有意義な話もいただきまして、原子力発電所と揚水発電所の関連といいますか、そういったものも、今後、十分前向きに取り組んでいきたいと考えております。

それから25日でございますが、木城町観光協会の総会が商工会館で行われまして、壱岐久壽氏ですが、19年間観光協会長をしていただきましたが、このたび、牛田宏氏に交代をされたところでございます。

次に、27日ですが、平成24年度宮崎総合防災訓練が都城市のほうで行われまして、これは、今回は国土交通省の主催であります。非常に大がかりな防災訓練でありました。本町の消防団も25名が参加を出席をしたところございまして、土のうの積み方、それから水防に対する取り組み等について、すばらしいといいますか、貴重な体験をされたことと、そのように考えております。

それから、30日ですが、牧元県副知事が畜魂碑への献花のために来町をしていただきまして、復旧、口蹄疫からの復旧、状況等についても、少しだけ懇談をいたしたところでございます。

次に、6月1日ですが、第26回木城町福祉スポーツ大会が体育館で行われました。議員の皆様もほとんど参加をいただいたところでございますが、350名近くの高齢者の皆さん方が参加をしていただきまして、本来の目的であります健康の保持、親睦、融和等、楽しい1日を過ごしていただいたところであります。

以上で、政務報告を終わります。

次に、報告第1号であります。報告第1号は、「繰越明許費繰越計算書について」であります。

平成23年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

報告第2号は、「法人の経営状況を説明する書類について」であります。

地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第9期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成15年設立以来、9年を経過いたしました。当初の設立趣旨であります遊休農地の解消や農作業受託を含む農家支援等に努めてきたところであります。

あらかじめ配付させていただいておりますお手元の書類の5ページをごらんください。

始めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

営業損益であります。営業部門売り上げ12万5,304円、農作業受託売り上げ755万2,694円、菜っ葉屋売り上げ1,378万6,130円の合計2,146万4,128円の売上高であります。これに対します売上原価は1,416万2,905円、差し引きの売上利益は730万1,223円であり、その額から販売費及び一般管理費の1,053万9,653円を差し引いた後の323万8,430円が営業損失となっております。

一方、営業外損益は、農家賃金収入や、菜っ葉屋のバーコード手数料収入などで124万943円、また営業外費用は19万4,465円で、219万1,952円が経常損失となりました。さらに、特別利益として、固定資産売却が14万2,876円と戸別所得補償交付金などで、9万2,000円、また特別損失はなく、195万7,076円が税引き前、当期純損失となったところであります。その額から法人税等を差し引きました第9期の当期純損失は、213万9,576円となったところであります。

4ページに戻っていただきまして、資産の状況であります。資本金9,917万円のうち、第9期決算までの累積赤字が8,182万2,880円となっており、純資産といたしましては、1,734万7,120円となっております。

初期投資の農業機械の導入経費及び営農部門における栽培技術の未熟などにより、赤字が続くなど、大変厳しい経営環境にありますが、経費の節減、農作業受託の増加等により、徐々にではありますが、損益額は減少傾向にあります。

こうした状況の中、わずかながら改善していると判断をいたしておりますが、依然として厳しい経営状況にあることには変わりはありません。出資しております行政のトップといたしまして、深く責任を感じておりますとともに、おわびを申し上げる次第でございます。

次に、参考資料により「年度別決算状況及び各部門の収入状況」を報告させていただきます。

15ページをお開きください。

年度別決算状況及び折れ線グラフを見ていただきたいと思います。売上高は、対前年比407万2,000円の減、売上原価は対前年度比128万9,000円の減、一般管理費対前年度比776万1,000円の減などのため、経常利益は対前年度比490万4,000円の増となり、先ほど申し上げましたが、わずかながら改善が見られるところでございます。

次に、16ページをお開きください。

営農部門別でございますが、利益率の悪い作物の作付を行わないことから、前年度比503万7,000円の減収となりました。

次に、17ページをお開きください。

農作業受託部門でございますが、年を追うごとに受託件数及び受託面積をふやしておりますが、加工用稲刈り業者がグリーンサービス・コスモス1社から3社に増加したことによりまして、受託件数が30件から17件に減少をいたしました。全体では、前年比46万9,000円の減収となっております。

次に、18ページをお開きください。

菜っ葉屋部門でございますが、指定管理者制度により、管理運営は無償で有限会社グリーンサービス・コスモスに委託しております。口蹄疫等により、来店者数の落ち込みが一部見られましたが、設立以来、堅調な経営がなされているものと判断いたしております。

9ページに戻っていただきまして、平成24年度事業計画でございますが、収益性の悪い営農部門は廃止することとし、農作業受託を中心に事業運営を行うことで、経営改善に努めてまいることといたしております。

このような状況ではございますが、有限会社グリーンサービス・コスモスの役割は、農業者の高齢化に伴う遊休農地の解消、農家負担の軽減など、公益性と有益性のある組織として、地域に役立つ会社になるよう頑張らなければならないと考えております。社員一同経営の正常化は喫緊の課題と肝に銘じておりまして、経営安定を図るために、さらに努力を重ねてまいり所存でございます。今後とも、議員各位の一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げ、以上で報告第2号を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第2号については、慣例により質疑を行います。

報告第2号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 2番。質問というか、確認もあります。含めて4件ほどお伺いをしたいと思います。

まず、4ページの貸借対照表の中で、今も町長から説明がありましたが、いわゆる資本金。出資金から、繰り越しの累積赤字を引いた残りが1,734万7,120円。これは株主資本として、1,734万7,120円計上されておりますが、単純に考えて、出資金の残高がこれだけあるんだということで解釈していいのかどうか。そうなればですね、いわゆる払い込み出資金ですので、残高が預金か、現金で残っているのが普通かなと思いますけれども、1,018万3,730円しか預金、現金残高はない。残りの700万円が土地やら機械を買った分だというふうに解釈していいのかどうか1点。

もう一つは、借入金、昨年の決算報告では短期の借入金が700万円ありました。これが今回は長期に切りかえをされて、600万円の残高ということですが、700万円のうち元金を100万円払って、切りかえをされたのか。もしくは、700万円はもう全額返済をしたという、どちらなのか。また、長期の借入金は何年償還でしょうか。これが一つ。

もう1点は、損益計算書の中で、固定資産の売却益が14万2,876円あります。何をどれだけ売却されたのか、お伺いをいたします。

もう1点は、9ページの平成24年度の事業計画の中で、下の文章で書いてある中で非常に気になったんですが、「営農部門を、今後は農作業受託の充実を図る」。次の農作業部門でも、また、「さらなる充実を図る」と。充実を図るという言葉が非常に強調してあるんですが、これは新しい作業品目をふやすのか、それとも、いわゆる一般の業者もふえてきましたので、その受託作業用の機械。これを新規に、あるいは新しく加えるのか。要するに、何が今までとどう違うのか。今まで、どうされ、今までから違って、どうされようとしているのか、具体的な例があれば、お聞かせを願いたい。以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） 副町長。それでは、ただいまの2番議員のことについて、ご報告させていただきます。

私、立場上、代表取締役を兼ねておりますので、その関係で、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点の4ページの資本金と残高の関係であります。2番議員おっしゃいますように、出資金から現在残っているのが、株主資本として、1,734万7,120円でありまして、現金としましては、ご指摘のとおり、1,018万3,735円、それ以外の部分が機械等の部分になるということでございます。

それから2点目、14万2,000円。5ページの特別利益、固定資産売却の14万

2,876円の内容等であります。これにつきましては、田植え機を今回購入してのわけですが、そのときの下取り価格が14万2,876円でしたので、その分を固定資産売却利益ということで計上させていただきました。

それから、9ページの営農部門のほうで農作業受託の充実を図ると。それから、同じく、その下の農作業受託部門で、さらなる充実を図ることなんです。上のほうの営農部門につきましては、営農部門をもう平成24年度以降全く行いません。そういった意味で、今後は農作業受託に変わるんですよということで、充実を図るといような表現をさせていただきました。そして実際のその下の農作業受託部門につきましては、同じことではありますが、さらなる充実を図っていきますよということでもあります。いずれにしても、今後は菜っ葉屋もふるさと振興協会にさせていただくと。それから営農部門はもう全くやめるといこと、今後は農作業受託部門に特化をして行うということ、充実を図っていきたいと思います。

具体的に、まず二つの点であります。一つは、機械等のしっかりとメンテナンスを行って、今持っている機械を十分に利活用して取り組んでいくと、それから——ということが一つであります。それから、二つ目は、やっぱりオペレーター。優秀な人材を確保するといことが2点目。それからもう一つは、農作業だけに限らず、あらゆる部分で、一部、シルバー人材センター、それから町が発注します、一般の業者と競合する場合がありますが、そういった分野にも前向きに、作業であれば、やっていきたいといこと、充実を図るといこと、記述をさせていただきました。

以上です。（発言する者あり）それから——失礼いたしました。借入金の件であります。ご指摘のように、第8期のときに報告をいたしておりますように、700万円の短期借入れをしておりました。それにつきまして、3月いっぱい返すといことありますので、新たに長期の借入れを行いました。それが600万円という形で上がってきております。JA児湯のほうからお借りをしております。

以上です。（「償還期間は何年ですか、600万円の、払い込み期間は」と呼ぶ者あり）

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） 5年を予定しています。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、報告第2号に対する質疑を終わります。

これで諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第27号

日程第 5. 議案第 28 号

日程第 6. 議案第 29 号

日程第 7. 議案第 30 号

日程第 8. 議案第 31 号

日程第 9. 議案第 32 号

日程第 10. 議案第 33 号

日程第 11. 議案第 34 号

日程第 12. 議案第 35 号

日程第 13. 議案第 36 号

日程第 14. 議案第 37 号

日程第 15. 議案第 38 号

日程第 16. 議案第 39 号

日程第 17. 議案第 40 号

日程第 18. 議案第 41 号

日程第 19. 議案第 42 号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 4、議案第 27 号から日程第 19、議案第 42 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 上程いただきました議案第 27 号から議案第 42 号に至る 16 議案について、一括提案理由の説明を申し上げます。

議案第 27 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。これは木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されるに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 3 月 30 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第 28 号であります。28 号は専決処分の承認を求めるについてであります。これは木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長が平成 24 年 4 月 1 日から適用されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年 3 月 30 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第 29 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、

平成23年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

地方交付税・地方譲与税等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,529万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,471万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税1,823万2,000円、地方譲与税579万3,000円、地方消費税交付金754万4,000円、地方交付税減額3,807万1,000円、国庫支出金減額134万5,000円、県支出金減額658万7,000円、繰入金減額419万6,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費970万6,000円、民生費減額3,552万2,000円、衛生費減額2,129万6,000円、農林水産業費減額1,762万3,000円、商工費減額2,475万円、予備費9,582万3,000円等であります。

議案第30号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

国庫支出金・県支出金等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,070万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,150万円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1,148万8,000円、共同事業交付金3,749万8,000円、繰入金減額3,000万円等であります。

歳出は、予備費2,070万円であります。

議案第31号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

不用額等が3月末に確定いたしましたので、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に変更はなく、歳出の組みかえで、簡易水道事業費851万9,000円、予備費減額851万9,000円であります。

次に、議案第32号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

使用料及び手数料、繰入金等が3月末に決定いたしました。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ683万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,734万6,000円にするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料346万円、繰入金減額1,019万6,000円、町債減額50万円等であります。

歳出は、公共下水道費減額664万4,000円、予備費減額18万9,000円であります。

議案第33号は、専決処分の承認を求めます。専決処分の承認を求めるとは、平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

保険料、国庫支出金の決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

補正予算（第4号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,180万円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金80万5,000円、保険料減額5,000円であります。

歳出は、保険給付費80万円であります。

議案第34号は、専決処分の承認を求めます。専決処分の承認を求めるとは、平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

後期高齢者医療保険料の決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

補正予算（第3号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ340万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,630万円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料減額329万7,000円、諸収入減額10万3,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額340万円であります。

議案第35号は、木城町印鑑条例の制定についてであります。外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法に統合されることにより、条例の全部を改正するものであります。

議案第36号は、木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

木城町インターネットサービスの、法人用サービスで利用しているNTT西日本回線の変更及



び接続業者の変更に伴い、加入者から徴収する月額利用料の変更及び引き込み工事手数料が発生するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定であります。今回の改正は、木城町国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、国民健康保険税の税額を一部改正するものであります。

議案第38号は、西都児湯環境整備事務組合理約の変更についてであります。

新たな火葬場の設置及び川南町・都農町の加入に伴い、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億8,100万円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金2,392万5,000円、繰越金1,593万5,000円、国庫支出金94万2,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費1,503万4,000円、民生費641万3,000円、農林水産業費423万2,000円、商工費1,037万8,000円等であります。

議案第40号は、平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ765万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億165万5,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金減額1,047万5,000円、繰入金1,813万円であります。

歳出は、簡易水道費1,055万5,000円、予備費減額290万円であります。

議案第41号は、平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,216万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億6,983万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金減額1,216万2,000円であります。

歳出は、公共下水道費減額1,216万2,000円であります。

議案第42号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員であります平木節夫氏の任期が、平成24年6月30日で任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、上程いただきました議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時48分休憩

---

午前9時58分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第20. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第20、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号から議案第34号及び議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第34号及び議案第42号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第21. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第21、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第27号から議案第42号に至る議案の一議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第27号から議案第34号は委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、議案第42号については質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第35号から議案第41号については、総括質疑といたします。

まず、議案第27号専決処分の承認を求めるについて、木城町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第29号に対する質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 予算書の17ページですが、地方交付税の特別交付税3,807万1,000円についてですが、なぜ、これほどの減額になったのか、説明をお願いします。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（田中 義彦君） 減額になったのかということですか。（発言する者あり）これは、交付税は特別交付税でありまして、特殊財政事情、その町のですね。結局、申請しましたが、認められずに減額、減額というか、4,000万円弱、約4,000万円近く交付がなかったということでございます。当初8,000万円上げておりましたので、約4,000万円ぐらゐの減額

ということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第29号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第30号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第31号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第32号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第33号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第34号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第34号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終わります。

続いて、議案第35号から議案第41号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第35号木城町印鑑条例の制定についてを議題といたします。

議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第37号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第37号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第38号西都児湯環境整備事務組合理約の変更についてを議題といたします。

議案第38号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第39号に対する総括質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 予算書の13ページですが、繰越金1,593万5,000円が入っておりますが、留保している額はどれぐらいあるのかと、17ページの総務費、総務管理費の中の一般職給与が570万円出ていますが、これは何なのか、説明をお願いします。

○議長（甲斐 政治） 財政課長。

○財政課長（田中 義彦君） 繰越金の留保額ということでございますが、まだ決算済みではありませんが、見込みで、8,000万円ほど見込んでおります。繰越金がですね。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいま議員のほうからお尋ねがありました一般管理費の570万円の給与ですが、4月1日で人事異動を行った関係に伴う給与の組みかえであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第41号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第41号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する総括質疑を終わります。  
以上で、議案第35号から議案第41号に至る議案に対する総括質疑を終わります。
- 

#### 日程第22. 各常任委員会議案審査付託

- 議長（甲斐 政治） 日程第22、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。  
お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付託されました議案の審査については、お手元に別紙審査日程表が配付してあります。このとおり各々の案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中に、その審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第41号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。
- 

#### 日程第23. 陳情書の付議

- 議長（甲斐 政治） 日程第23、陳情書の付議を議題といたします。  
議会運営委員会、開会前日までに受理した陳情はお手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。
- 

#### 日程第24. 総務常任委員会陳情審査付託

- 議長（甲斐 政治） 日程第24、総務常任委員会陳情審査付託を議題といたします。  
お諮りいたします。陳情第3号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の提出を求める陳情書については、総務常任委員会に審査を付託し、本会期中に、その審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号については、総務常任委員会に審査付託をすることに決定いたしました。
- 

#### 日程第25. 散会

- 議長（甲斐 政治） 日程第25、散会。  
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日、9日から10日までは休会。11日月曜日は本会議午前9時開議で、一般質問となっています。  
本日はこれで散会といたします。議員の方は控室にお願いいたします。



○事務局長（中村 宏規君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時15分散会

---